

## 食品安全委員会（第882回会合）議事概要

日 時：令和4年12月13日（火） 14：00～14：49

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

動画配信：一般6名、行政6名

### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物1品目  
亜塩素酸水

#### →厚生労働省及び担当の川西委員から説明

添加物「亜塩素酸水」について、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことから、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品1品目  
ツラスロマイシン及びケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンKP）

#### →農林水産省から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

また、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいても審議することとなった。

### （2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・ 「クロステボル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「トリブロムサラン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

#### →担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

### （3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「インピルフルキサム」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「セトキシジム」に係る食品健康影響評価について

- ・農薬「ピカルブトラゾクス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルキサピロキサド」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「インピルフルキサムの許容一日摂取量(ADI)を0.06 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.3 mg/kg体重と設定する」

「セトキシジムの許容一日摂取量(ADI)を0.088 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.8 mg/kg体重と設定する」

「ピカルブトラゾクスの許容一日摂取量(ADI)を0.023 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」

「フルキサピロキサドの許容一日摂取量(ADI)を0.021 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.2 mg/kg体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬及び添加物「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「ジフェノコナゾールの許容一日摂取量(ADI)を0.0096 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.25 mg/kg体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。